

共通編

資料①

指定障害福祉サービス事業所等 運営に係る注意点等について (全事業者向け)

令和5年3月28日

岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係



①指導及び監査について



はじめに

- 指定障害福祉サービス等の事業の運営については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」又は「児童福祉法」以下、省令、告示、岐阜県条例の定めのほか、厚生労働省からの各種通知において求められた基準を満たす必要があります。
- 基準を満たさない運営がされた場合は県から指導を行い、その指導に従わない場合は、指定の取消を行うことがあります。（取消の場合は法人名・事業所名・代表者名・管理者名等を公表します。）

指導及び監査の実施方法

(1) 集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。(年1回の全事業所のほか、分野別に複数回、開設3ヶ月以内の新規事業所向け集団指導を開催予定)

(2) 実地指導

事業所・施設において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。(障害児入所施設は原則毎年、その他施設・事業所は概ね3年に1回)

(3) 監査

指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。
※事前通告なく(当日に通知)、立入検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。違反が認められた場合は、「指定取消」等の行政上の措置を機動的に行います。

指定取消・効力停止の主な事例(1)

■他都道府県における事例

(1)障害者の人格尊重義務違反(2号)

- ・従業員による虐待等。

(2)人員基準違反(3号)

- ・管理者及びサービス管理責任者の未配置。

(3)運営基準違反(4号)

- ・個別支援計画等に基づかないサービス提供。

(4)不正請求(5号)

- ・サービスを提供をしていない日について、虚偽のサービス提供記録及びサービス提供実績記録表を作成して報酬を不正に請求。

指定取消・効力停止の主な事例(2)

(5) 虚偽報告(6号)

- ・監査における虚偽書類の提出(虚偽答弁)。

(6) 監査の妨害・忌避(7号)

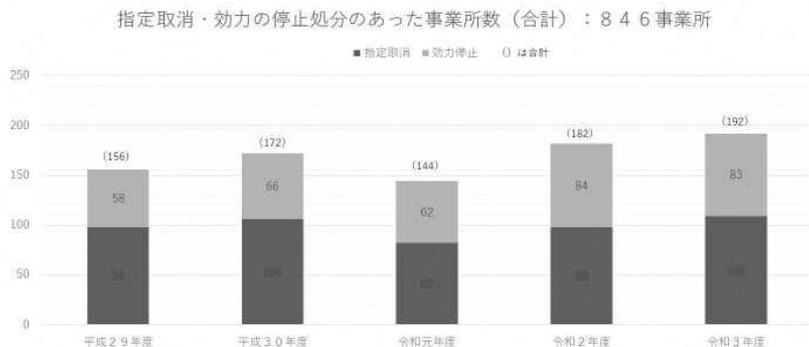
- ・監査における障害福祉サービス事業者の代表者の出頭拒否。
- ・事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。

(7) 不正の手段による指定申請(8号)

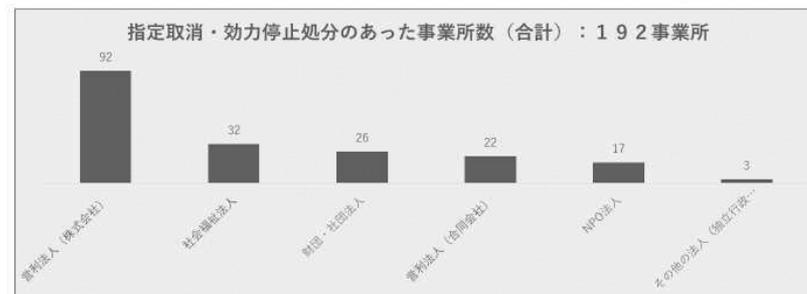
- ・虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

行政処分(指定取消等)のあった事業所数の推移等

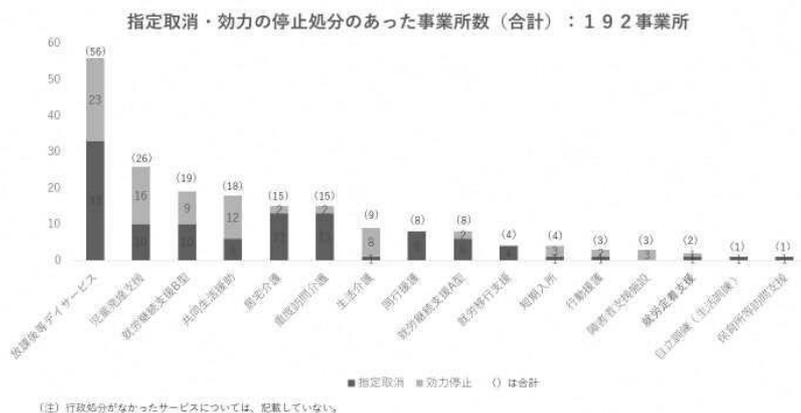
1 指定障害福祉サービス事業者等の行政処分(取消・効力停止)のあった事業所数の推移【平成29年度～令和3年度】



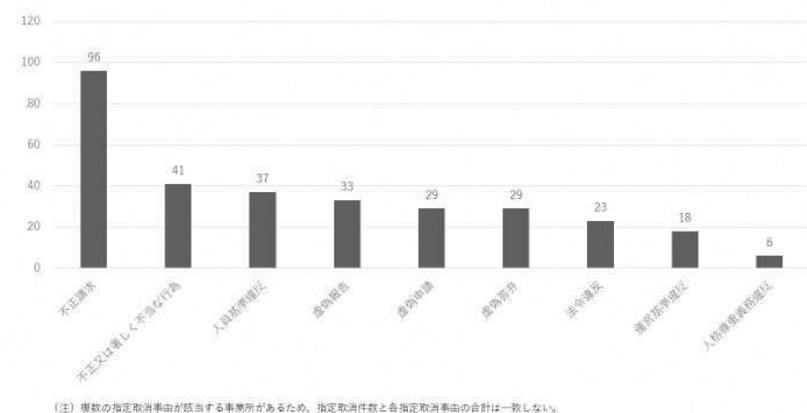
2 指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種別】(令和3年度)



3 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】(令和3年度)



4 主な指定取消事由(令和3年度)



②新型コロナウイルス感染症対策について



① 平時から感染発生時に備えた対策の徹底について

○感染拡大の防止は、施設内での体調不良者、陽性者発生後、速やかに、正しい対応をすることが重要です。一方で、事前に対応事項を確認していなければ、こうした対応は困難です。

○県では、平時及び初動時の対応として、特に留意する点を抽出し、チェックリストとして整理し、令和4年6月1日に通知しております。こちらを改めてご覧いただくとともに、各施設において職員の体調不良時、感染者発生時を想定した訓練を実施していただきますようお願いいたします。

＜チェックリストは次のリンクをご覧ください。＞

- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303510.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303512.pdf>
- ・ <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/303515.pdf>

②岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課等への報告と支援制度の活用

○新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際には、各施設の所在地を管轄する岐阜地域福祉事務所又は各県事務所福祉課にその旨の報告をお願いいたします。なお、各所から感染状況等のご確認をさせていただくことがありますのでご協力願います。

○感染発生時の感染拡大防止、必要な物資や人員の確保などに向け、次の制度がご利用いただけますので、県事務所等又は岐阜市担当課にご相談ください。

①福祉サービス継続のための補助金

衛生用品の購入費用、消毒、清掃費用、介護人材確保のための費用(割増賃金、手当、職業紹介料など)など通常では想定されない人件費や衛生用品の購入費等を補助

②感染症対策指導

陽性者が発生した入所施設に対し、感染対策の専門家による感染拡大防止に向けた指導(施設内のゾーニング、サービス提供上の指導、個人防護具(PPE)の正しい着脱 など)を実施(主にZoom)。

③施設間相互支援

感染発生時に、高齢者・障がい者施設関係団体が事前に登録した支援可能施設から職員を派遣(感染発生施設に同一法人に他の施設から職員を派遣した際、派遣元の施設を支援します。)

④集中的検査(抗原検査キットの配布)

職員・利用者に感染が発生し、集中的な検査によりサービス継続を行う必要がある場合に、検査キットを配布

※枠線内は令和4年度の制度になります。令和5年度についても同様の制度実施を予定しているところですが、決定次第改めて通知させていただきます。

③災害時情報共有システムの運用について



～令和3年9月から本格運用開始～

「災害時情報共有システム」概要と利用方法

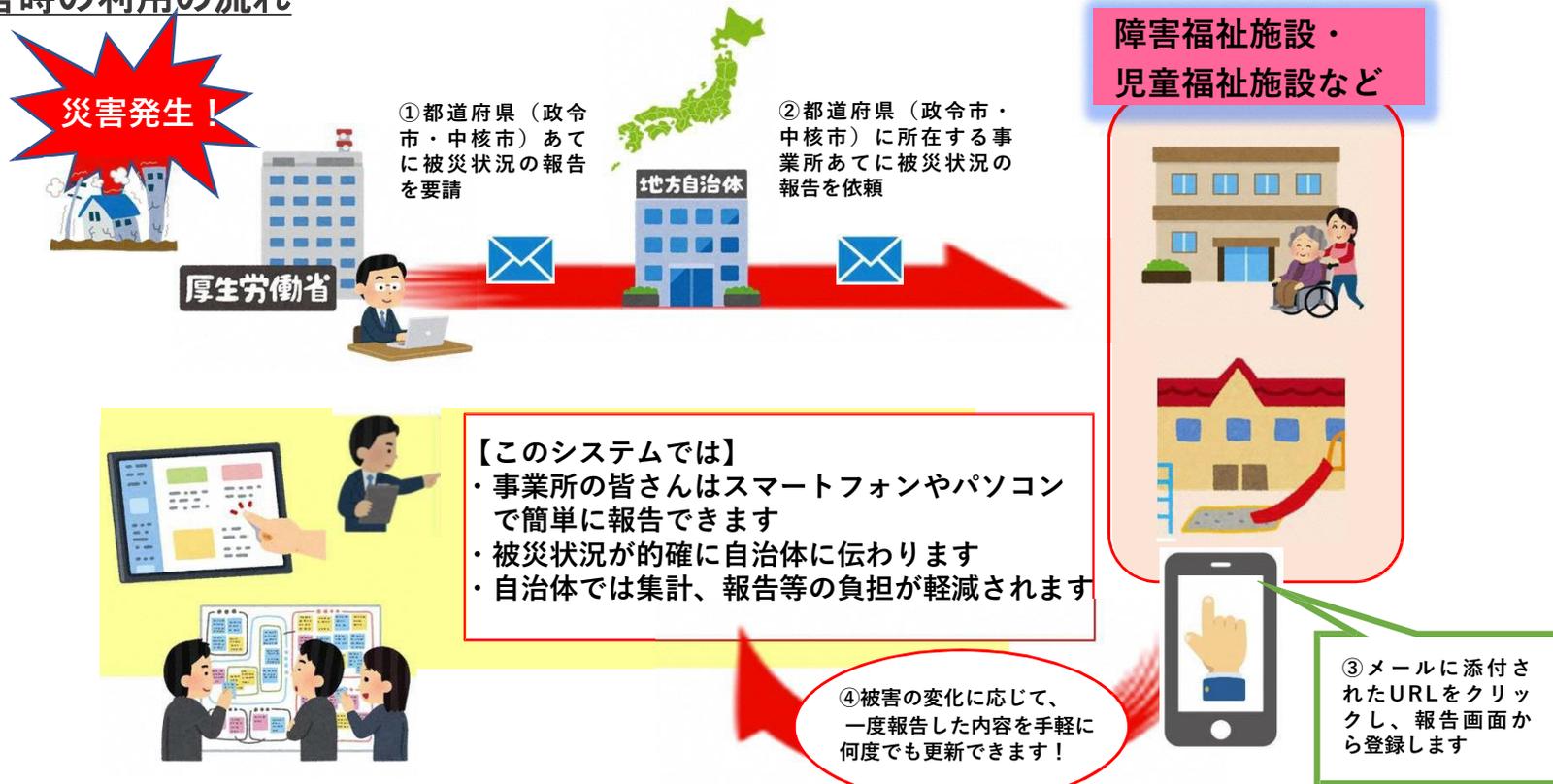
1) 災害時情報共有システムとは

(参考) 全国厚生労働関係部局長会議資料

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国(厚生労働省)の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



～令和3年9月から本格運用開始～

「災害時情報共有システム」概要と利用方法

3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県(政令市・中核市)を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。(アクセスの際にID、PWは不要です。)
2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

4) システムへの登録について **※岐阜市所管事業所を除く**

県ホームページ(URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16610.html>)をご覧ください。

災害時情報共有システム登録票に必要事項を記載の上、**Excelファイルの状態**でメールに添付いただき、関係市町村担当課宛てにお送りください。

※件名を「災害時情報共有システムへの登録-(事業所名)」としてください。

? 困ったときは…

①被災状況報告指示メールを**紛失**してしまった! システムにアクセスできない。

→以下URL (<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>)にて、メールアドレス欄に施設 連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先を入力して、「被災状況登録メール送信」をクリックすると、メールを受信できます。

②システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の変更をしたい。

→①のURLからメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」をクリックすると、施設情報更新申請用メールを受信できますので変更申請をします。(操作説明書①と同じページを参照)

④令和3年度制度改革事項(義務化となるもの)について



令和3年度制度改正事項（義務化となるもの）

項目	対象サービス	内容	努力義務期間	義務化開始	
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	障害者虐待防止の更なる推進	全サービス	①研修の実施※1 ②委員会の設置, 委員会での検討結果を従業員に周知 ⇒ <u>運営規程の変更が必要</u> ③責任者の設置	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～
4	身体拘束等の適正化の推進	訪問系サービス	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①R3.4.1～ ②～④ R4.4.1～
		訪問系以外(相談系除く)	②委員会の設置, 委員会での検討結果を従業員に周知※2 ③指針の整備 ④研修の実施※2	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①H24～ ②～④ R4.4.1～

※1 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加し、事業所従業員に周知した場合も研修を実施したものとみなす。

※2 虐待防止の委員会、研修で身体的拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

1. 感染症対策の強化 ※令和6年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を義務付ける。

(参考)感染症対策指針作成の手引き等について(厚生労働省HP)

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2. 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 ※令和6年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づける。

(参考)自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3. 障害者虐待防止の更なる推進 ※令和4年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待の防止等のための責任者の設置を義務づける。

(参考)障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省HP)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

4. 身体拘束等の適正化の推進 ※令和4年度から義務化

○ 相談系を除く全ての障害福祉サービス等事業者に、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づける。

(参考)身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集等(厚生労働省HP)

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf>

■虐待防止のための具体的な措置

(1) 虐待防止委員会の設置

※設置は、事業所単位のほか法人単位でも可能 ※身体的拘束適正化委員会と一体的な設置・運営も可能

【委員会の役割】

- ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

【構成メンバー】

- ①管理者・虐待防止担当者等（利用者、その家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい）
- ②構成メンバーの責任や役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（サービス提供責任者等・サービス管理責任者等・相談支援専門員とすること）を決めておくこと

【委員会の開催頻度】

少なくとも1年に1回

【委員会における具体的な対応】

- ①虐待（不適切な対応事例も含む）についての報告様式の整備
- ②虐待についての記録・報告
- ③報告事例の集計・分析
- ④事例の再発防止策の検討
- ⑤労働環境・条件の確認のための様式の整備、確認された内容の集計・報告・分析
- ⑥報告事例・分析結果の周知
- ⑦再発防止策の効果の検証

(2) 虐待防止のための指針の整備

・指針に盛り込むべき項目

- ①事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ②虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関する事項
- ③虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤虐待防止発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針
- ⑦その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

※ 虐待防止委員会の設置等に関することについては運営規程に記載するよう義務づけられています。虐待防止委員会の設置等の記載に係る運営規程の変更が未だ行われていない事業所は、直ちに変更手続きを行ってください。

(3) 虐待防止のための研修の実施

- ・虐待防止のための適切な知識を事業所内で共有するとともに、事業所の指針に基づいて虐待防止が徹底できるようにすること。
- ・事業所の虐待防止委員会が作成したプログラムを用いて、新規採用時に必ず研修を行うとともに、定期的（年1回以上）に研修を行うこと。また、研修の実施内容について記録しておくこと
- ・外部研修と内部研修のどちらを行っても差し支えない

(4) 運営規程への記載

・事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めること。具体的には以下の項目を記載する。

- ①虐待の防止に関する責任者の選定
- ②成年後見制度の利用支援
- ③苦情解決体制の整備
- ④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
- ⑤虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること

◆ 身体拘束等の具体的な措置

①身体拘束適正化（検討）委員会の開催

→身体拘束適正化委員会を定期的に行き催し（年に1回以上）、その結果を従業員に周知徹底すること。

②身体拘束等適正化指針の策定

③身体拘束等適正化研修の実施（年に1回以上）

*身体拘束等とは、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為。

*身体拘束適正化委員会は前述の虐待防止委員会と一体的に行き催可。

*事業所単位でなく、法人単位での開催可（法人規模に依りて選択）

*委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、医療職（医師・看護師等）、外部の有識者を加えることが望ましい。

◆ 身体拘束等についての留意事項

そもそも、身体拘束は下記の緊急やむを得ない場合を除き、禁止

<緊急やむを得ない場合 ※以下のすべてを満たすこと>

①切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高い。

②非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がない。

③一時性：身体拘束等が一時的であること。

<やむを得ず、身体拘束を行う場合に必要な手続き>

①組織による決定と個別支援計画への記載

②本人及び家族への十分な説明（了承）

③必要な事項の記録（態様、時間、利用者の心身の状況、理由等）

◆運営基準を満たしていない場合の減算措置

身体拘束廃止未実施減算(5単位/日)

＜次の①から④のいずれかに該当する場合は、基本報酬を減算＞

- ①身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録していない場合。
- ②身体拘束適正化委員会を定期的を開催（年に1回以上）していない、その結果を従業者に周知徹底していない場合。
- ③身体拘束等適正化指針を策定していない場合
- ④従業者に身体拘束等適正化研修を定期的（年に1回以上）実施していない場合。

⑤障害福祉サービス等情報公表制度について



障害福祉サービス等情報公表制度について

【趣旨・目的】

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス等事業者やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス事業者がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

【報告・公表方法】

- ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システム**に入力することにより、**県へ報告**することとなります。
- ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
- ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
- ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から1か月以内**となります。

・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。

・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。

【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

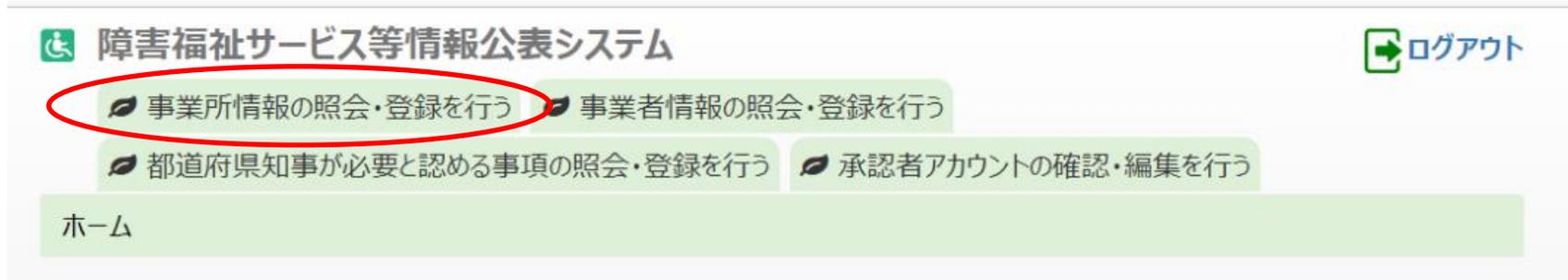
②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。
※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

※ログインIDを忘れた場合、メールアドレスを変更する場合は、県障害福祉課までお電話ください。



③「事業所情報の照会・登録を行う」から、事業所情報を入力してください。



④ 7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。

カテゴリ



⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

⑥年度当初の届出事項等について



年度当初に必要な届出

○介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、算定を開始する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるものについては、県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡っての算定を認めることとしています。該当がある場合は、下記により遅滞なく届出いただきますようお願いいたします。

○ 年度当初の点検を要する報酬・加算等（前年度の実績が算定要件）
前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているものについては、年度当初において必ず自己点検を行ってください。自己点検を行った結果、変更がある場合は、県が指定する期日までに届け出てください。なお、必要に応じて提供いただく場合がありますので、届出の有無にかかわらず、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

※詳細については、令和5年3月27日付け「令和5年度介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について(通知)」を发出しておりますので、ご確認ください

年度当初に必要な処遇改善加算関係書類の届出

○提出が必要となる場合

- 1) 令和5年4月及び5月から処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算（以下、これらを「処遇改善加算等」とする）を新たに算定する場合
- 2) 令和4年度から継続して令和5年度も処遇改善加算等を算定する場合
- 3) 令和4年度は処遇改善加算等を算定しており、令和5年度には加算を算定しない場合

※1)～3)によって提出書類が異なりますので、県HPに掲載されております「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等提出書類一覧表」をご確認ください。

○提出期限について

令和5年4月15日（土）【厳守】

○提出先

事業所の所在地によって異なりますので、詳細については、県HP又は通知文書をご確認ください。

○提出方法

県HP中のオンライン申請フォームでの提出となります。なお、申請フォームは提出先によって異なりますので、ご注意ください。

○様式の変更について

令和5年度から障害福祉サービス等処遇改善計画書の様式が変わりますので、ご提出の際は、ご注意ください。なお、変更後の様式については、すでに県HPに掲載されておりますので、ご確認ください。

※詳細については、令和5年3月17日付け「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出等について」を発出しておりますので、ご確認ください。

県HPの該当ページURL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

令和5年度からの福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件変更について

1) 変更点

「見える化要件」が算定要件となりました。

2) 補足

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件の1つとして、「見える化要件」が設けられておりますが、令和4年度までは算定要件とされておりました。令和5年度から、「見える化要件」が算定要件となりますので、事業者は、下記の例を参考に、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を外部から見える形で公表してください。

<公表方法の例>

例1) 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載

例2) 自社のホームページに掲載

例3) 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示

※障害福祉サービス等処遇改善計画書（様式2-1）に取り組み内容の記載欄がありますのでご注意ください。

⑦障害者総合支援法、児童福祉法等の
改正事項について
(今後施行予定のもの)



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童発達支援センターの役割・機能の強化

<制度の現状>

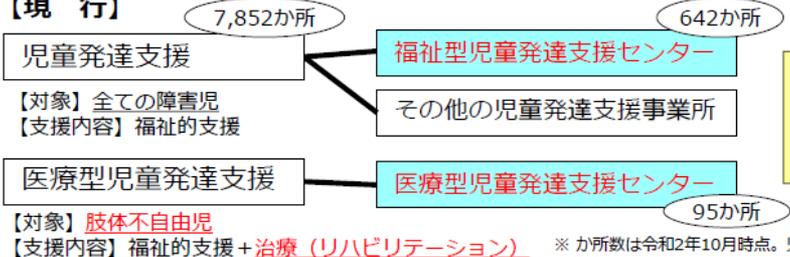
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



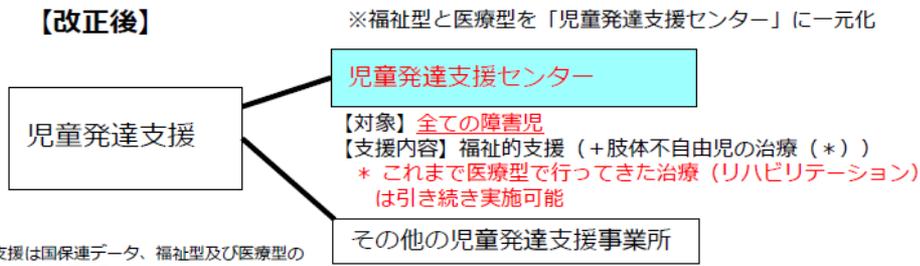
<改正の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
⇒ **これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。**
 <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。
⇒ **これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。**

【現行】



【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

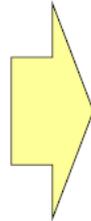
※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容

現行

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



見直し後

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



- ・専修学校
- ・各種学校

対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

(参考) 今後のサービス管理責任者等研修制度の取扱い等について

厚生労働省より、現行の研修体系を前提としたうえで、サービス管理責任者等の質の確保を維持しつつ、サービス管理責任者等の人材確保を図る観点について、「実務経験（OJT）」、「やむを得ない事由による措置」の対応を検討していると情報提供がありました。

今後パブリックコメント等の手続を経た上で令和5年6月頃にサービス管理責任者等研修制度に関する告示を改正し施行予定とのことです。

(実務経験(OJT))

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）について、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合は、「6ヶ月以上」とする。

(やむを得ない事由による措置)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如した場合の措置について、以下のいずれの要件も満たす者については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とする。

要件

- ・ 実務経験要件を満たす者であること
- ・ サービス管理責任者等の欠如する以前から当該事業所に配置されている者であって、かつ、欠如時に既に基礎研修を修了しており、実践研修の受講に向けたOJTを実施中である者

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

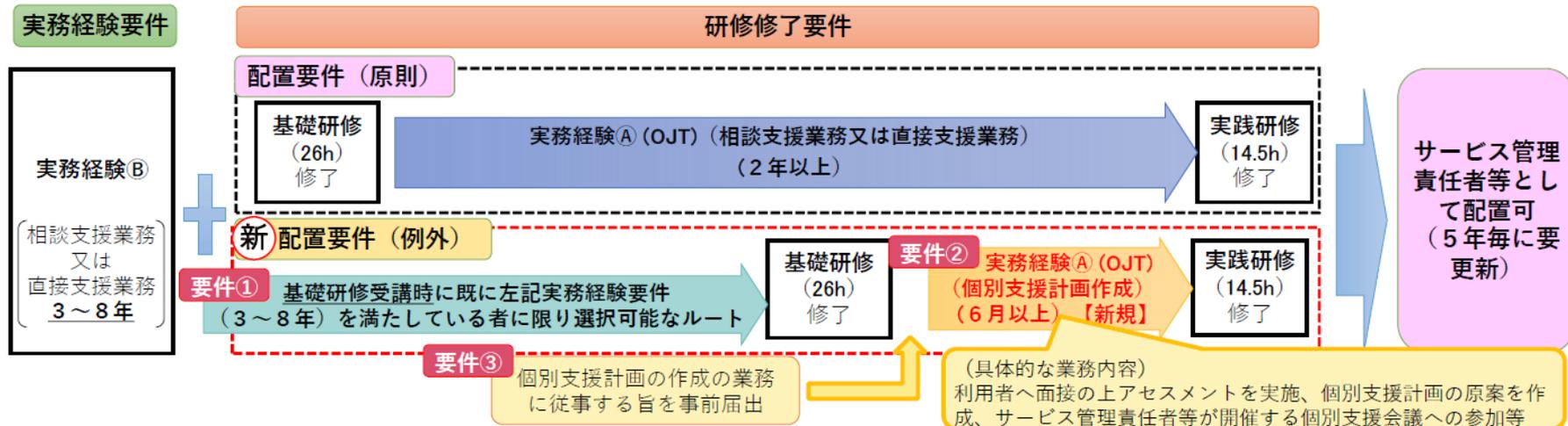
② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

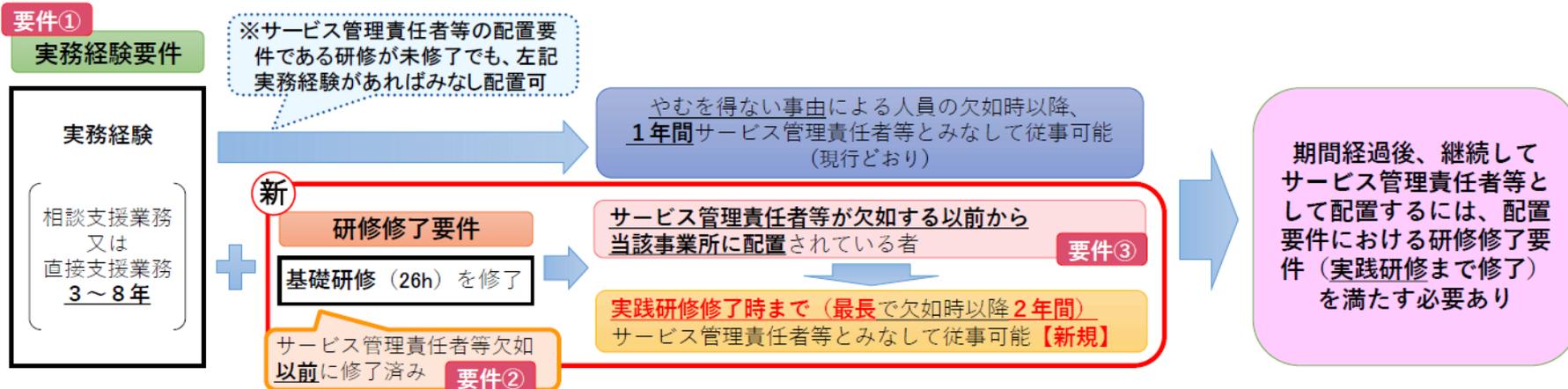
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



【事前相談及び申請受付所管課】

- 岐阜県内の市町村(岐阜圏域の市町を除く。)にある事業所・施設

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁12階
岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

- 岐阜圏域の市町(羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町(岐阜市を除く。))にある事業所・施設

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
OKBふれあい会館第2棟4階
岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課
地域福祉第二係



障害福祉サービス事業所等 の関係者の方々へのおねがい

お手数をおかけしますが、変更届や体制届等の提出以外のご用件につきましては、事前に担当者へメールや電話によりご連絡いただき、日程を相互調整いただいたうえで来庁をお願いいたします。



岐阜県のホームページ

http://www.pref.gifu.lg.jp/page/545.html

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > 障害者総合支援法等

障害者総合支援法等

記事ID : 0000545 2020年10月19日更新  [障害福祉課](#)  [印刷ページ表示](#)  [大きな文字で印刷ページ表示](#)

障害者総合支援法・児童福祉法関係

指定事業者の皆様への通知・照会等

指定事業者の皆様への通知文書や依頼文書を掲載しています。

[指定事業者の皆様へ](#)

通知・照会等

障害福祉サービス事業所の指定更新について

[指定更新手続きについて](#)

更新申請

指定申請・給付関係様式集

- [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- [運営規程集](#)
- [事故・事件等対応](#)

申請・変更届・体制届 等の様式

事故報告

指定申請・給付関係様式集

- [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- [運営規程集](#)
- [事故・事件等対応](#)
- [被災状況報告](#)
- [厚生労働省等通知](#)
- [障害支援区分](#)
- [障害者総合支援法](#)
- [指定基準等の条例](#)
- [実地指導・監査](#)
- [関係担当者会議・事業者向け説明会等](#)
- [業務管理体制の整備](#)
- [研修](#)
- [指定事業所台帳](#)

基準条例

研修関係

就労支援等の事業に関する会計処理

[就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて](#)

就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い

加算状況

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [障害福祉サービス事業等](#) > 事業所一覧

事業所一覧

記事ID : 0026315 2021年3月9日更新  [障害福祉課](#)  [印刷ページ表示](#)  [大きな文字で印刷ページ表示](#)

指定障害福祉サービス事業所等一覧表

岐阜県内における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の一覧表（令和3年3月1日現在）です。

 [指定障害福祉サービス事業所等一覧表（令和3年3月1日現在）](#) [Excelファイル/1.45MB]

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（令和2年度）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制状況をExcelデータで提供しています。

当該データをもとに、岐阜県国民健康保険団体連合会に事業所情報が登録されていますので、請求事務の参考にしてください（令和3年3月8日更新）。

なお、登録データに誤り等がある場合は、県障害福祉課までご連絡ください。（誤ったまま国保連請求を行うと、支払いができなくなる場合や、後日、給付費返還いただく場合もありますので、ご注意ください。）

また、岐阜市内に所在する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所については、岐阜市長が指定権限を有するため掲載しておりません。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設 ※R3年3月8日更新

1.  [指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護](#) [Excelファイル/5.21MB]

報酬の状況を確認
してください。

障害者総合支援法関係制度に係る質疑について

岐阜県では、市町村、事業者からの障害者総合支援法にかかる各種質問を受け付けています。

 [障害者総合支援法関係質問票\[Excelファイル/56KB\]](#)

質問票

※質問にあたっては、必ず事前に以下の通知文書をご確認ください。

 [障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る質疑の送付先について\[PDFファイル/177KB\]](#) (R1年5月22日)

障害福祉サービス事業、一般相談支援事業の指定申請、変更届等に係る様式

1.障害福祉サービス事業者等指定申請、変更届等様式

申請様式 (ダウンロード)

-  [申請書類一覧\[PDFファイル/254KB\]](#)R2年4月更新
※指定更新の場合は申請に必要な書類が異なりますので、
[指定更新に係る申請のページ](#)をご覧ください。
-  [第1号様式 \(指定 \(更新\) 申請書\) \[Excelファイル/65KB\]](#)H31年4月更新
-  [第2号様式 \(指定申請書 \(変更\) \) \[Excelファイル/58KB\]](#)H31年4月更新
-  [第3号様式 \(変更届出書\) \[Excelファイル/55KB\]](#)H31年4月更新
※  [変更届に必要な書類一覧\[PDFファイル/159KB\]](#)H30年10月更新

障害者総合支援法及び児童福祉法関係制度に係る県への質疑は、HP掲載の質問票に記載のうえ、メール又は郵送により提出してください。

ご清聴ありがとうございました。
続いて、各サービス編、虐待防止、
研修計画のご視聴をお願いします。

